

転出児童の保護者の皆様へ

お子様の転出に際して、ご心配なこともあるかと存じます。
正しい転出の手続きを行い、少しでも不安が解消されれば幸いです。

1 転出が決まりましたら、すぐに学級担任または転出担当までご連絡ください。

- (1) 電話 0166-51-1495
- (2) お電話の際に以下についてわかりましたらお知らせください。

- ① 転出先の学校名
- ② 最終登校日
- ③ 新しい住所（すでに決まっていたら）
- ④ 転出手続きのためにご来校いただく日にち

2 転出先の学校がわかりましたら、すぐにその学校に電話連絡してください。

- (1) 受け入れ先の学校で準備をするために、早めにお伝えください。

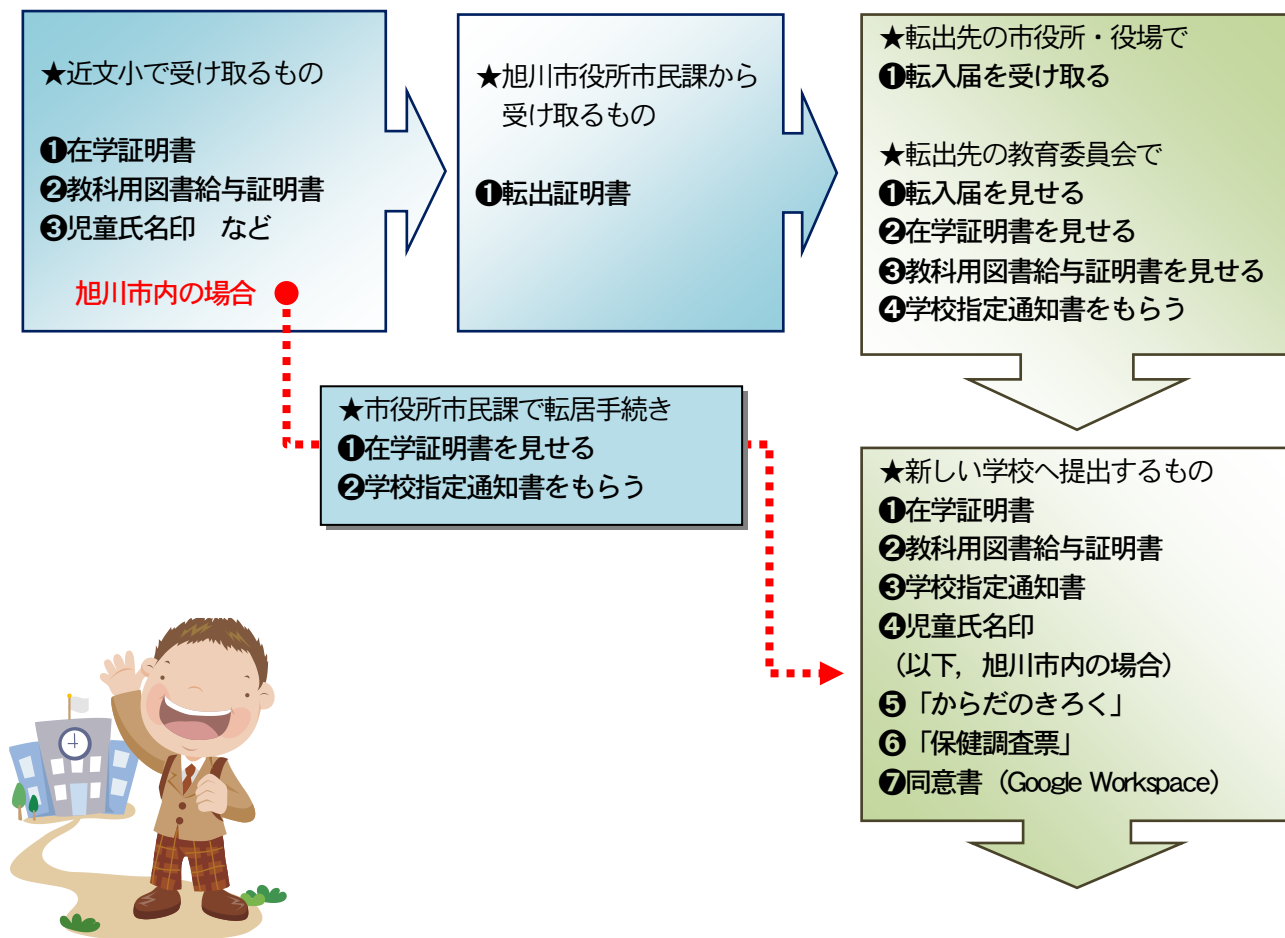
3 転出手続きのため近文小学校にご来校ください。

- (1) 次の書類をお渡しします。転出先の学校にご提出ください。

- ① 在学証明書
- ② 教科用図書給与証明書
- ③ 児童氏名印
—— 以下、旭川市内の学校に転出の場合 ——
- ④ 「からだのきろく」
- ⑤ 「保健調査票」
- ⑥ 同意書 (Google Workspace)

- (2) 在籍日までの学校徴収金（給食費・学年費等）を計算し、事前にお知らせして精算（返金または納入）します。

4 次の図の要領で転居・転出の手続きを行ってください。



5 その他のお願い

- (1) 準要保護を受け市外に転出される場合は、転出先の教育委員会で必ずその旨を伝え、必要な手続きの説明を受けてください。
- (2) ツイタモンの青いICタグを紛失した場合は、ツイタモン運営事務局へ連絡を入れてください。〈フリーダイヤル 0120-833-214 (平日8時～19時)〉
- (3) 「近文あい運動」の腕章をお持ちの場合は、担任にお渡しください。
- (4) 転出にあたりご不明な点などがありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

早く新しい学校に慣れて、お友達をたくさんつくり、
楽しい学校生活を送ることを願っております。
ご家族の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。